

平成27年度 市民委員会資料④

議案第118号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料1 条例新旧対照表

参考資料2 指定特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンドについて

市民・子ども局

(平成27年6月10日)

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例 平成24年12月14日条例第53号			○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例 平成24年12月14日条例第53号		
別表			別表		
	名称	主たる事務所の所在地		名称	主たる事務所の所在地
<u>1</u>	特定非営利活動法人キーパーソン21	川崎市中原区新丸子東2丁目907番地 —304	<u>1</u>	特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファ ンド	横浜市中区新港2丁目2番1号横浜ワー ルドポーターズ6階NPOスクエア
<u>2</u>	特定非営利活動法人スマイルオブキッズ	横浜市南区六ツ川4丁目1, 124番地2	<u>2</u>	特定非営利活動法人キーパーソン21	川崎市中原区新丸子東2丁目907番地 —304
<u>3</u>	特定非営利活動法人秋桜舎	川崎市多摩区三田2丁目5番地3	<u>3</u>	特定非営利活動法人スマイルオブキッズ	横浜市南区六ツ川4丁目1, 124番地2
<u>4</u>	特定非営利活動法人ぐらすかわさき	川崎市中原区新城5丁目2番13号	<u>4</u>	特定非営利活動法人秋桜舎	川崎市多摩区三田2丁目5番地3
<u>5</u>	特定非営利活動法人あさお市民活動サポー トセンター	川崎市麻生区上麻生1丁目11番5号	<u>5</u>	特定非営利活動法人ぐらすかわさき	川崎市中原区新城5丁目2番13号
<u>6</u>	特定非営利活動法人かわさき市民アカデミ ー	川崎市中原区今井南町514番地1	<u>6</u>	特定非営利活動法人あさお市民活動サポー トセンター	川崎市麻生区上麻生1丁目11番5号
			<u>7</u>	特定非営利活動法人かわさき市民アカデミ ー	川崎市中原区今井南町514番地1

指定特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンドについて

1 趣旨

指定特定非営利活動法人「神奈川子ども未来ファンド」について、川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第29号。以下「基準条例」という。）に定める基準に適合しない事実が認められたことから、基準条例第17条第2項第1号の規定に基づき、指定特定非営利活動法人に該当しないこととするもの

2 当該法人について

法人名称	特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド
代表者氏名	山崎 美貴子
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市中区新港2丁目2番1号 横浜ワールドポーターズ6階 NPOスクエア
設立年月日	平成15年4月16日
本市条例指定日	平成24年12月14日
定款に記載された目的	この法人は、個人・企業・団体等から多様な寄附を募り、子ども・若者・子育てに関わる人を支える民間非営利組織の財政基盤を確立するための助成等の支援を行うことにより、子ども・若者・子育てに関わる人に心を寄せる人々をつなぎ、子どもたちが生きていることに誇りと喜びをもてる地域社会を創ることを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) 子どもの健全育成を図る活動 (2) 特定非営利活動促進を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言、又は援助の活動
定款に掲げる事業	(1) 個人や企業からの寄付金品等を募るための寄付プログラムの開発と普及 (2) 個人や企業からの寄付金品等及び財団からの助成金をもとにした、子ども・若者・子育てに関わる人を支える民間非営利組織の運営費にかかわる助成または子ども・若者・子育てに関わる人を支える民間非営利組織の事業費に関わる助成 (3) 前号の助成の対象となる団体等（以下、「助成対象団体等」という。）に対する技術的支援 (4) 子ども・若者と子育てに関する分野の調査研究と政策提言 (5) 法人の目的を達成するために必要な事業

3 対応経過

平成26年12月19日、当該法人より経理担当職員による横領事案について報告があったことを受け、次のとおり事実関係の調査を行った。

- 1月9日 本市から法人に対して文書での報告を依頼
- 1月21日 法人から報告書「業務上横領事件について（報告）」を受領
- 2月12日 本市から当該法人に対して条例に基づく報告徴収通知
- 3月16日 法人から「報告書」を受領
- 3月26日 法人の事務所において条例に基づく立入検査を実施
- 4月27日 法人の第三者評価委員会による「調査報告書」を受領
- 5月20日 法人に対する聴聞を実施

4 原因となる事実

平成25年6月から平成26年9月までの間、当該法人の経理担当職員が法人の銀行口座から約70回にわたり不正に金銭を引き出し、合計720万円以上の資産を横領する行為があった。当該法人では理事及び監事のチェック機能が働いておらず、当該職員が会計担当理事を務める他のNPO法人での横領が発覚するまで上記の事実を把握することはできなかった。平成26年3月期の決算監査においても理事及び監事の双方において通帳原本等の確認が行われなかったため、横領によって資産が著しく減少していることを把握することができず、誤った貸借対照表及び財産目録が作成されるに至った。

5 指定特定非営利活動法人に該当しないこととする理由

基準条例に定めた目的である寄附の気運の醸成と市民による相互支援の浸透に寄与するためには、法人の経理の適正性及び透明性を確保することで市民の信頼を得ることが不可欠であるところ、法人においては長期間にわたり頻繁に行われた横領行為を把握することができず、特に、決算監査で理事及び監事双方において資産の実在性の確認がなされずに誤った貸借対照表及び財産目録が作成されるに至ったことは、法人運営の基本となる資産管理が著しく不適正で市民の信頼を損なうものであり、個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる指定特定非営利活動法人として適切でない認められるため、基準条例第17条第2項第1号（指定基準不適合）の規定に基づき、指定特定非営利活動法人に該当しないこととするもの

6 川崎市指定特定非営利活動法人審査会の意見

平成27年5月29日答申「指定特定非営利活動法人に該当しないこととするのが相当」

7 条例の施行日等

公布の日から施行。なお、経過措置として、施行の日前に支出された当該法人に対する寄附金に係る川崎市市税条例第23条の5第2項の規定（寄附金税額控除の対象とする寄附金）の適用については、なお従前の例によることを規定

【関係規定】

○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第29号）

（目的）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人に関する基準、手続等について定め、市民の特定非営利活動法人に対する寄附の気運を醸成することにより、市民による相互支援を促進し、もって市内における特定非営利活動の健全な発展を図ることを目的とする。

（指定特定非営利活動法人の基準等）

第4条 市長は、前条第1項の申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人とするための手続を行うものとする。

（1） 略

（2） その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア～ウ 略

エ その支出した金銭の費途が明らかでないものがあること、帳簿に虚偽の記載があることその他の不適正な経理が行われていないこと。

（3）～（6） 略

（7） 法令（条例を含む。以下同じ。）又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

（8）・（9） 略

2・3 略

（報告及び立入検査）

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 略

（指定特定非営利活動法人に該当しないこととする事由等）

第17条 略

2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続を行うことができる。

（1） 第4条第1項第2号、第3号又は第7号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

（2）～（4） 略

3・4 略

○特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

（監事の職務）

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 略
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三～五 略

（会計の原則）

第27条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一・二 略
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 略

○地方税法（昭和25年法律第226号）

（寄附金税額控除）

第314条の7 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千元を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一～三 略

四 特定非営利活動促進法第二条第二項 に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項 に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

2 略

3 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

4・5 略

○川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）

（寄附金税額控除の対象とする寄附金）

第23条の5 略

- 2 法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、別に定める条例において規定する特定非営利活動法人に対するもの（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）とする。